厚生労働省　社会保障審議会介護保険部会資料（抜粋）

第８期介護保険事業計画　基本指針（案）について

１．基本指針の位置付け

○介護保険法第116条において、厚生労働大臣は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める」こととされている。

○市町村は、基本指針に即して、３年を一期とする介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

２．第８期計画において記載を充実する事項

（１）2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

・2025年、2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれるサービス需要の見込みを踏まえて計画を策定

（２）地域共生社会の実現

・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

（３）介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

・一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」「専門職の関与」「他の事業との連携」について記載
・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
・総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載
・在宅医療、介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
・要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
・PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

（４）有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
・介護サービス基盤の整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

（５）認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

・普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載
・教育等他の分野との連携に関する事項について記載

（６）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
・総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
・要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
・文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

（７）災害や感染症対策に係る体制整備

・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載